



ふれっしゅ水道



神田上水石樋（復元）
（東京都水道歴史館）

神田上水石樋

- 昭和60年代に発掘された神田上水遺跡の一部を移築・復元したもの。
- 神田上水は、玉川上水とともに江戸の二大上水として知られ、江戸の北東部に給水していた。

安土桃山時代から江戸時代にかけて、人口増加に伴い、生活用水の確保と防火上からも上水が必要となり、人工の水路で導水する施設が布設されるようになりました。

1590年（天正18年）に徳川家康が江戸に入府したのち、飲用を目的とした最初的水道として神田上水が作られ、20 km余りを導水して、三代家光の頃までには完成しています。江戸の上水は、末端では木や竹でできた水道管が使われ、上水井戸へと導かれました。



平成30年度 決算報告

令和元年第2回愛知中部水道企業団議会定例会が7月29日に開催され、平成30年度決算が認定されました。

◆給水人口 322,863 人

◆給水戸数 132,374 戸

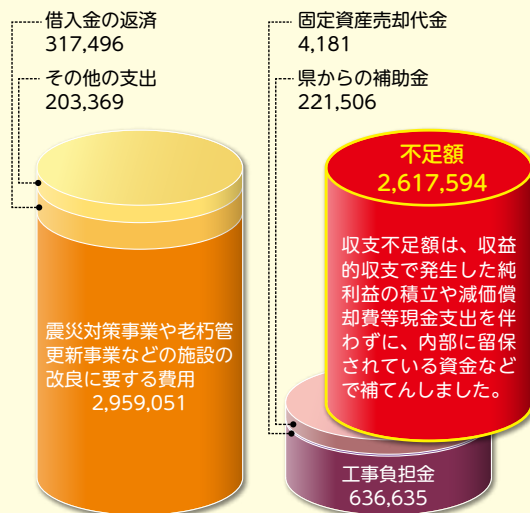
◆年間総配水量 34,580,745 m³

資本的収支

消費税を含む
(単位：千円)

支出総額
3,479,916

収入総額
862,322



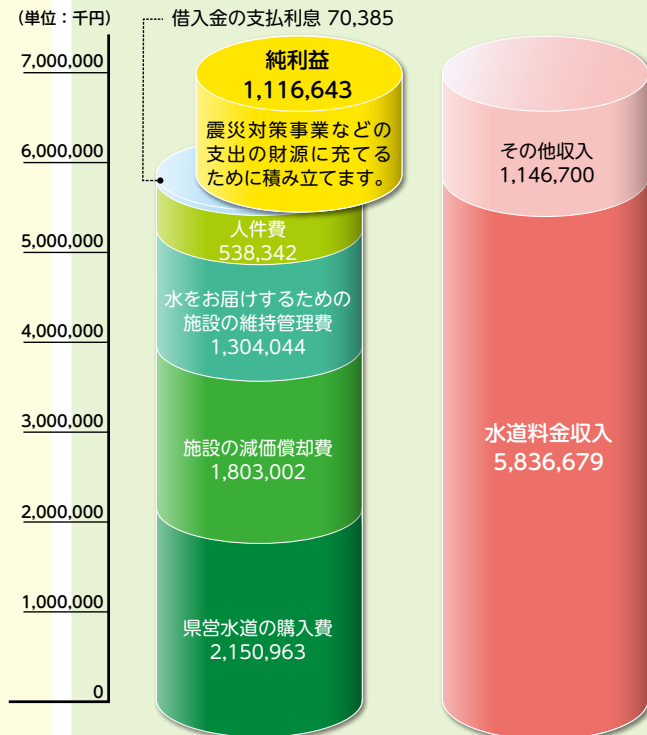
水道施設を整備するための経費とその財源

収益的収支

消費税を除く
(単位：千円)

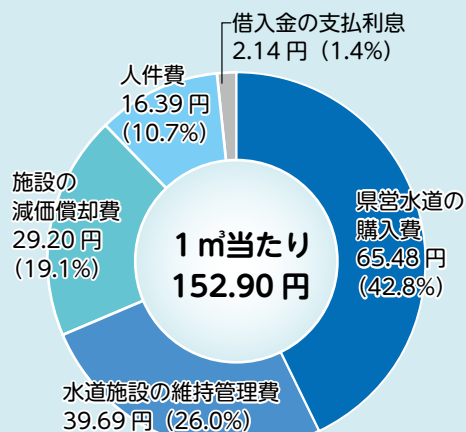
支出総額
5,866,736

収入総額
6,983,379



ご家庭に給水するための経費とその財源

○安全でおいしい水を安定的にお届けするために、1m³ 当たりにかかる費用



資金不足比率の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、資金不足比率を公表します。

資金不足比率とは、資金不足額が事業規模（料金収入）に対してどの程度の割合かを表す比率であり、その比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を策定することが義務付けられています。

平成30年度決算に基づき算定された資金不足比率は、以下のとおり、経営健全化基準を下回っており、健全な経営状況といえます。今後も健全な経営状況を維持するよう努めていきます。

指 標	愛知中部水道企業団の比率	経営健全化基準
資金不足比率	－％*	20.0％

*資金不足額がないため、資金不足比率を「－％」と表示しています。

●お問い合わせ先 経営企画課 0561(76)0072



企業団議会から

令和元年第2回愛知中部水道企業団議会定例会が7月29日に開催され提出議案3件が原案どおり可決されました。

議案第5号 愛知中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例について

議案第6号 愛知中部水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について

議案第7号 平成30年度愛知中部水道企業団会計利益処分及び決算の認定について

●お問い合わせ先 総務課 0561 (38) 0036

災害に備えて



災害により水道管が破損すると、みなさまへ十分に水道水を送ることができなくなる可能性があります。

こうしたときに慌てることがないように、日頃から災害に備えましょう。



飲み水の備蓄



応急給水活動が始まるまで、水が手に入らないという事態が起こることが予想されますので、飲み水を備蓄しましょう。

人間が生命を維持するために必要な飲み水の量は、「**1人1日3リットル程度**」と言われています。応急給水活動が始まるまでの、**3日分(可能であれば7日分*)**の飲み水を備蓄しましょう。

※大規模災害が発生したときには、通常の災害よりも広い範囲で被害を受け、応急給水活動の体制が整うまでに時間がかかる恐れがあります。そのため、国の呼びかけでは、可能であれば7日分の備蓄をすることが望ましいとしています。

応急給水拠点の確認

応急給水体制が整うと、各市町で指定された避難場所のうち、小学校・中学校を中心に応急給水拠点が開設されます。

応急給水拠点とは、断水が起きたとき、みなさまに飲み水の供給を行う場所です。あらかじめ**家の近くの応急給水拠点とその経路を確認**しておきましょう。



応急給水拠点の場所は、本企業団ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

ホームページ <http://www.suidou-aichichubu.or.jp>

(トップページ⇒お客さまへ⇒災害への対応⇒災害時の応急給水拠点)



お知らせ

消費税率引上げに伴う 水道料金のご請求額変更 について

▼お問い合わせ先 営業課
0561(38)0033

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引上げられました。これに伴い、水道料金につきましても、令和元年10月1日使用分から消費税率10%でご請求させていただきます。ただし、令和元年10月1日より前から継続して水道をご使用している場合については、経過措置の適用がごございます。

詳細については、本企業団ホームページをご覧ください。

水道メータの取替えに ご協力をお願いします

▼お問い合わせ先 営業課
0561(38)0033

水道メータは、計量法により、8年間の有効期限が定められており、本企業団では、有効期限満了前に新しい水道メータへの取替えを順次行っています。

取替工事のお知らせ・注意

対象となるお客さまには事前に「水道メータ取替のお知らせ」

を検針時または郵送で配布しています。

水道メータの取替えは、愛知中部水道企業団指定工事店協同組合または（一財）愛知中部水道企業団水道サービス協会が行います。いずれも身分証明書を携帯していますので、ご不審に思われた場合は、身分証明書の提示をお求めください。なお、身分証明書の見本はホームページに掲載しています。

立ち会いや取替日の事前予約等をご希望の場合はお問い合わせください。

水道メータの取替え後、一時的に空気や濁り水などが出る場合がございますので、少し水を流してからご使用ください。

取替工事におけるお願い

- ①メータボックスの上に車や物を置かないでください。
- ②ペットは出入口やメータボックスから離してください。

①取替費用は無料です。

水道メータの取替えに際して、お客さまの費用負担はありません。

②立ち会いは不要です。

作業前にお声掛けさせていただきますが、ご不在でも作業させていただきますのでご了承ください。

③取替時に20分程度断水します。

水道メータの口径等の状況により、それ以上の時間を要する場合があります。

11月の産業まつりに 参加予定です

▼お問い合わせ先 総務課
0561(38)0036

11月3日（日）に豊明市とみよし市、10日（日）に東郷町と長久手市、17日（日）に日進市で行われる産業まつりに今年も参加を予定しています。

本企業団の水道事業および上流域と結んでいる森林整備協定をお客さまに広く知っていただくことが主な目的です。

例年と同様、今年も木曽川上流域団体である木曽広域連合とともに参加します。本企業団のブースでは、1円のできるゲームを実施します。この1円ゲームは、お客さまに水道使用量1立方メートルにつき1円をいただいている「水道水源環境保全基金」にちなんでいます。

みなさまのご来場をお待ちしています。

ニュース

第25回『水源の森応援隊』 森林整備活動報告

▼お問い合わせ先 総務課
0561(38)0036

6月8日、85名の方にご参加いただき、長野県木曽郡木曽町三岳にて、第25回『水源の森応援隊』森林整備活動を実施しました。

当日は長野県植樹祭に参加し

た総勢1200名で、カラマツ5600本を植樹しました。

午前中の植樹では、雨の降る時間帯もありましたが、苗木を持ってみなさまが協力して作業をされる姿が印象的でした。

午後は、現地ガイドの案内のもと、油木美林を散策しました。森林の中には、木々の緑が雨上がりの光陽で輝き、私たちの水源地域の自然豊かな美しい姿を見ることができました。

森林整備活動は、水源地の自然環境を保護するためにも、重要な活動です。

これからも豊かな森林をつくり、水源を守り続けられるようご協力をお願いいたします。



植樹および森林散策の様子

編集後記

Q太です。
早いもので10月になりました。

夏の暑さが過ぎて、だんだん涼しくなると、もみじのきれいな季節になります。

ところで、もみじを表す漢字には、紅葉のほかに、黄葉と槇があることをご存知でしょうか。黄葉は、イチョウなど、葉の色が黄色くなる植物に対して使う漢字で、槇は、葉が花のように色づく木や、樹木の樺（かば）の意味で使われる日本生まれの漢字だそうです。

みなさまも、葉の色から秋を感じてみてはいかがでしょうか。



発行 愛知中部水道企業団

(豊明市・日進市・みよし市・長久手市・東郷町)

編集 総務課

電話 0561-38-0030(代表)

FAX 0561-38-3134

Eメール soumu01@suidou-aichichubu.or.jp

〒470-0153

愛知県愛知郡東郷町大字和合字北蚊谷 212 番地

ホームページ: <http://www.suidou-aichichubu.or.jp>